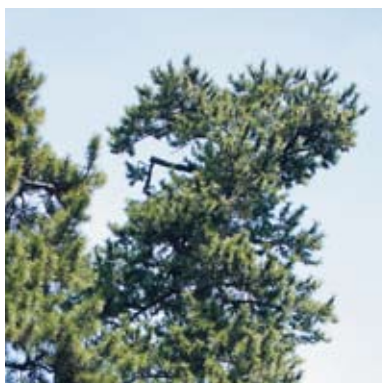


大磯町自治基本条例

逐条解説

～町民の参画と協働によるまちづくり～



町の木（高木）
〔くろまつ〕
昭和 50 年 4 月 1 日制定



町の木（低木）
〔さざんか〕
昭和 50 年 4 月 1 日制定



町の花
〔はまひるがお〕
平成 10 年 2 月 1 日制定



町の鳥
〔かもめ〕
昭和 59 年 12 月 1 日制定



町の鳥
〔アオバト〕
平成 22 年 11 月 3 日制定

平成 23 年 9 月
大磯町

目 次

前 文	1
第 1 章 総則	第 1 条 (目的) 1
	第 2 条 (最高規範) 1
	第 3 条 (定義) 2
第 2 章 基本原則	第 4 条 (参画と協働によるまちづくり) 2
	第 5 条 (情報の共有) 3
	第 6 条 (情報の管理) 3
	第 7 条 (個人情報の保護) 3
	第 8 条 (説明責任) 3
第 3 章 町民の権利及び責務	第 9 条 (町民の権利) 3
	第 10 条 (町民の責務) 4
	第 11 条 (子どもがまちづくりに参画する権利及び責任) 4
	第 12 条 (事業者等の権利及び責務) 4
第 4 章 コミュニティ	第 13 条 (コミュニティ活動の推進及び支援) 5
	第 14 条 (交流及び連携) 5
第 5 章 議会及び町長等の責務	第 15 条 (議会の責務) 6
	第 16 条 (議員の責務) 6
	第 17 条 (町長の責務) 6
	第 18 条 (職員の責務) 6
第 6 章 行政の運営	第 19 条 (町政運営の基本) 7
	第 20 条 (会議の公開) 7
	第 21 条 (財政運営の基本) 7
	第 22 条 (まちづくりの基本) 8
	第 23 条 (附属機関等への参加) 8
	第 24 条 (意見等に対する手続き) 9
	第 25 条 (意見、要望及び苦情への対応) 9
	第 26 条 (行政評価) 9
	第 27 条 (危機管理) 9
第 7 章 住民投票及び条例の改正	第 28 条 (住民投票) 10
	第 29 条 (条例の見直し及び検討手続き) 10
附 則	10

町民が行政と連携しながら、積極的にまちづくりに参加する町を

本条例では、他の人が自分と違う考えを持っていることを認識する「公共の心」を育み、自ら人の考えを尊重し、また、人に尊重されるように努力することの大切さを訴えています。

参画と協働によるまちづくりを進めるため、町民、町議会、行政が一体となり、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合いまちづくりに取り組む必要があります。

まちづくりの主体は町民であり、地域住民、将来を担う子どもたち、事業者が、それぞれの役割に応じた権利と責任を担い、行政だけで解決できない課題を解決していくことが求められています。

本条例の趣旨に基づき、皆さんと一緒により良いまちづくりを進めていきたいと考えています。

平成 23 年 9 月 1 日

大磯町長 中崎 久雄





▲四季折々の表情を見せる高麗山

大磯町自治基本条例

平成 23 年 6 月 9 日
大磯町条例第 9 号

【前 文】

わたくしたちの大磯町は、高麗、鷹取の山なみや、こゆるぎの浜に象徴される美しい自然豊かな景観や由緒ある歴史・文化を有し、温暖な気候に恵まれたまちです。

わたくしたち大磯町民は、互いに力を合わせ、「紺碧の海に緑の映える住みよいおいそ」を守り、さらに住みよいまちづくりを目指しています。

このような自治の理念とその基本を定め、町民と町が、それぞれの責任を果たしながらより効率的で町民ニーズにあった町政の運営を進めるため、自治の原点である町民本意の活力あるまちづくりを推進し、協働社会を築き上げることが重要です。そのためには、積極的に地域活動に参加し、他の人が自分と違う考えをもっているということをまず認識する「公共の心」を育み、自ら人の考えを尊重し、又、人に尊重されるように努力する必要があります。

そこでわたくしたちは町民主体による、より良き地域社会の育成を目指して、大磯町の自治の最高規範として、大磯町自治基本条例を定めます。

【解説】

前文は、この条例を定めるに当たっての意義や決意を明らかにしたものであり、この条例全般にわたる解釈及び運用の指針となるものです。そのため、本町の成り立ち、発展の可能性や将来像など、条例制定に当たっての目指すべきまちづくりの方向性について明記し、町民の参画と協働によるまちづくりを推進していくため、条例の目標や理念をわかりやすく示しています。また、条文形式でないことから親しみやすく、できるだけやさしい表現とするため「ですます」を取り入れ、自由度の高い表現としています。

前段は、大磯町を紹介しています。昭和29年、大磯町と国府町が合併、現在の大磯町が誕生しました。北に大磯丘陵の山並み

の緑と、南には相模湾に囲まれる、豊かな自然環境と歴史・文化が息づくまちとして発展してきました。はじめの「わたくしたち」については、町民と町議会、町の執行機関の三者を表しています。

中段は、今後のまちづくりの姿と推進に向けた取り組みを明らかにしています。町の将来像に向けて、次の世代に引き継ぐべき本町の特性を列記しており、自然を保護し、天与の景観を守りつつ自然と調和した民主的なまちづくりに向けて発展し続けるためには、先人より継承してきた文化や伝統を礎とし、潤いと安らぎのある地域社会の実現に努めなければなりません。「このような自治の理念」とは、前述の背景や必要性を踏まえた上で、それを確立するための基本事項を定め、町民と町議会、町の執行機関の三者の間で共有すべき考え方や仕組みを明らかにすることです。

また、「公共の心」を持つとは、それぞれがお互いを尊重するよう努めることが必要で、他の人が自分と違う考え方を持っているということをまず認識することが重要です。

後段では、本条例の位置づけを本町における自治の最高規範としています。町の条例間では、上位・下位といった優劣をつけることはできませんが、町の姿勢として本条例を本町の法体系の最上位に位置づけるべきものとし、第2条の中で、本条例に対する尊重義務と他の条例等を制定する際には整合性を図る義務を定めました。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大磯町における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、町民と町が協働し、個性豊かで活力ある自律した地域社会の実現と町民福祉の充実を図ることを目的とします。

【解説】

ここでは、条例の達成しようとする目的などを推測し理解できるようにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を簡潔に表現しています。

（最高規範）

第2条 この条例は、大磯町における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定める最高規範であり、町民及び町はこれを最大限尊重します。

2 町は、この条例の内容に即して、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たり整合性を図らなければなりません。

【解説】

本条例は、最上位の条例に位置付けられますが、法的な意味で他の「条例」と同列です。しかし、他の条例は、各行政分野の個々の問題を規定するのに対し、本条例は、自治の基本原則等を定めており、その重みの違いは明白です。そのため、他の条例との解釈規定を設けることで、基本性や最上位性を明確にしました。

第1項

最高規範性を表しており、積極的な姿勢で、町民も町も本条例を最大限尊重したまちづくりを推進することとしています。

第2項

他の条例や規則等は、本条例の趣旨を最大限尊重するものとしています。町は本条例の理念に沿った町政の運営を行い、新たに条例や規則等を制定する際も、本条例との整合を図るとともに、既存の条例や規則等との体系化を図らなければならないと定めています。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1） 町民 町内に住み、働き、学び、活動する者及び町内で事業を営む者をいいます。

（2） 町 基礎自治体としての大磯町をいいます。

（3） 町長等 町長その他の執行機関、補助機関及び附属機関をいいます。

（4） 事業者等 町内で事業等を営む者をいい、町の外郭団体や指定管理者を含みます。

（5） 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、町民が主体的にかかわることをいいます。

（6） 協働 町民と町、又は町民相互が、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、補完し協力することをいいます。

（7） コミュニティ 町内会・自治会、地域ボランティア・NPO等、地域の課題や社会問題の解決に向けて取り組むことを目的に形成された人々の集まりのことをいいます。

【解説】

本条例は、本町の自治の理念やまちづくりに関する基本事項を定めることを目的としており、条文の意味を共有していくことが必要です。しかし、定義すべき用語は多数に及ぶとともに、簡潔な定義が困難な用語も多くあります。そこで、まちづくりを推進する上で、共通の認識として極めて重要である用語のみの定義を定め、その他の用語については、逐条解説の中で説明しています。また、特に除外規定を置かない場合、本定義は条例全体に関わる規定となります。

第1号

「町民」とは、地方自治法に定める住民（町内に住所を有する人で、外国籍の町民や法人も含んでいます。）のほか、町内の企業に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。このように、町民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会の抱えるさまざまな課題の解決やまちづくりを進めるためには、幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づく

ものです。また、「者」は個人を指し、「もの」は個人のほか団体や企業等を含んでいます。

第2号

「町」とは、基礎的な地方公共団体としての大磯町を指し、議会及び町長その他の執行機関をいいます。執行機関とは、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する6つの行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）及び委員をいいます。

第3号

「町長等」とは、前号で掲げる地方公共団体の長のほかその他の執行機関を指し、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの執行機関を総称して定義しています。

第4号

「事業者等」とは、営利目的であるか否かを問わず、地域社会の一員としてまちづくりに参画し、利害を共有するものとします。まちづくりを進めるうえでは、事業者の権利や責務を明確にしていくことが必要であるため、NPO（民間非営利団体）も事業者等としています。

第5号

「参画」とは、町の施策や事業等の計画、実施及び評価に至る過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わることをいいます。参画は単なる参加ではなく、意思形成に係ることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。

第6号

「協働」とは、まちづくりの主体である町民と町、町民相互がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。また、「それぞれの役割と責任」については、第3章の「町民の権利及び責務」で定めています。

第7号

「コミュニティ」とは、地域における多様な人と人のつながりにより構成された集団や組織をいいます。地域活動の主たる担い手である自治会をはじめ、ボランティアグループやNPO（民間非営利団体）などの団体があります。

第2章 基本原則

（参画と協働によるまちづくり）

第4条 町民及び町は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進します。

【解説】

町民、町議会、町長等が共に本町のまちづくりを進める上で、特に重要な自治の基本原則として、「参画と協働によるまちづくり」の推進を定めています。町民が町政へ参画する機会を保障するとともに、町民と町、町民同士が、それぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組んでいこうというものです。

（情報の共有）

第5条 町は、まちづくりに関する情報を町民と共有し、町が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供します。

【解説】

参画と協働によるまちづくりを前提として、町の情報提供や公開を規定することで、町民の知る権利を事実上保障するものです。また、町は分かりやすく町民に説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければなりません。



▲まちづくりについて話し合う様子（卓話集会）

（情報の管理）

第6条 町は、情報を適正に収集、保存するための仕組みや体制を整備します。

【解説】

町は、町民が情報を適切に活用できるように、収集や保存について定めるとともに、個人の権利を保護しなければならないことや、収集した個人情報等に関して厳重な管理を行うための仕組みや体制の整備を図ることを定めています。

（個人情報の保護）

第7条 町は、町民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

情報の公開や提供は大切ですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや、町が収集し、保有する個人情報については厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例においては、基本的な事項を定めていますが、具体的な内容については、「大磯町個人情報保護条例」（平成12年3月28日 大磯町条例第11号）の規定に基づき厳正に取り扱うことになります。

（説明責任）

第8条 町は、町民に対し、町の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければなりません。

【解説】

町は、まちづくりにおいて政策形成等に関する事項の過程や行政活動の内容及び結果を、町民に分かりやすく説明する責任があります。説明責任は、第9条第2項の中で町民が「町政に関する情報を知り、意見を表明し、提案する権利」を保障するとともに、町民が「まちづくりに参画する権利」を行使する上での前提条件となるものです。

第3章 町民の権利及び責務

（町民の権利）

第9条 町民は、まちづくりの主体であり、政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利を有します。

2 町民は、町政に関する情報を知り、意見を表明し、かつ提案する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

【解説】

地方自治法第10条では、住民について、「地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と、町民は権利と同時に役割と義務があることを定めています。しかしながら、まちづくりにはこれだけでは不足であり、また、町民が自ら考え行動する前提として、町民が町政に参画する権利とともに、町が保有する情報について公開あるいは提供を求めるなど、町民の権利について明確にすることが重要です。

第1項

参画と協働のまちづくりを推進し、「住民自治」の確立を目指していくため、まちづくりの主体は町民であり、全ての町民はまちづくりに参画する権利があるとしています。ただし、これは権利ですので参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。

第2項

まちづくりについて、町民が自ら考え行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が町民に充分提供されることが大変重要です。また、そういった情報をもとに町民が意見を述べ、まちづくりに関する提案を行うことができることを定めています。情報を共有することは、住民自治の推進という観点からも大切で、情報の入手や共有なくしては町民の参画もありえません。そのため、情報を受け取るだけでなく、町民自らも積極的に情報を取得する権利も重要です。

第3項

地方自治法で保障される「住民の権利」を含めて、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しています。しかしながら、この規定により、全ての町民が等しくサービスを受けられるというものではありません。例えば、住民（本町に住所を有するもの）

のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できるサービスは、条例や規則などで規定されることとなります。

（町民の責務）

第10条 町民は、自治の運営において、互いの自由と人格を尊重しなければなりません。

2 町民は、参画及び協働に当たり、公共的視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

3 町民は、町政の運営に伴う負担を分担します。

【解説】

前条に定める町民の権利に対して、この条は町民の責務を定めています。町民は前条に定められた権利が認められることとなりますが、町民はその権利を主張するだけでなく、その権利に対応した責務を果たすことが必要となります。また、地方自治法では、住民の義務として住民税等の各種地方税、使用料、手数料や受益者負担金を負担する義務が定められていますが、この条では、これら以外の重要な町政への参画について町民の責務を定めています。

第1項

町民が自治の担い手であるという自覚を持たずして、自治の推進はありえないという考えを基本としています。また、通勤者、通学者なども含め、町民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の町民にもこのような責務を、主体的に担ってもらうことを定めています。

第2項

自治の推進のためには、自己決定、自己責任の考え方が基本です。このような意味も含めて、執行機関の活動への参加に当たっては、当然自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

第3項

町民は行政サービスを受ける権利を有する一方で、そのサービス提供に伴う負担を分かち合うことを定めています。地方自治法で規定している「住民の義務」を含めて、包括的に規定しています。

（子どもがまちづくりに参画する権利及び責任）

第11条 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。

2 子どもは、まちづくりに参画する一員としての自覚を持たなければなりません。

【解説】

社会の一員であるとともに、次世代の担い手である「子ども」を大切にするという大磯町の姿勢を示しています。まちづくりの主体となる町民は大人を想像しがちですが、第22条第6号で「大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望をいただき、健やかに成長することができるまちづくりを推進します。」をまちづくりの基本と定めています。

第1項

「まちづくりに参画する権利」とは、地域社会の担い手となる子どもの人格を尊重し、年齢に応じてまちづくりに参画する権利を認めるものです。子どものまちづくりに参画する権利を保障するため、町は、必要な措置を講じなければなりません。

第2項

子どもたちは、地域社会の一員として郷土を愛し、将来のまちづくりに関する重要な担い手として、権利意識と責任ある社会人となるための自覚が求められています。「超高齢時代」を迎えようとする中で、家族や地域の方々への感謝と思いやりの気持ちを持って、積極的に地域活動へ参加するなど、前文にある「公共の心」が育まれるよう、地域社会の見守りの中で努力することが必要です。



▲子ども議員としてまちづくりに参加する子どもたち

（事業者等の権利及び責務）

第12条 事業者等は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

2 事業者等は、地域社会の信頼と理解を得るとともに、公共的視点に立って、環境を保全し、安全、安心、快適なまちづくりの推進に努めなければなりません。

【解説】

町内で事業活動を行う事業者等は、町民とともに地域社会の一員として、まちづくりに参画する権利を有し、法令遵守の徹底、環境への配慮、地域社会への貢献等の社会的責任を果たしながら、まちづくりに努めることを定めたものです。事業者等は、まちづくりの推進に対する責務も有します。

第1項

町内で事業活動を行う事業者も、町民の一員であることから「町民の権利」として、「まちづくりに参画する権利」が保障されます。

第2項

事業者等は、地域社会を構成する一員として、事業活動が環境に与える影響等を考慮し、自然環境や生活環境に配慮するとともに、安全で安心なまちづくりに努める責務を負っています。

第4章 コミュニティ

(コミュニティ活動の推進及び支援)

第13条 町民は、互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的にコミュニティを築きます。

2 町民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するとともに、コミュニティ活動に対する理解を深め、参加及び協力を努めます。

3 町は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動が推進されるように、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重し、総合的かつ計画的に必要な措置を講じます。

4 町は、コミュニティ活動が積極的に実施されるよう、コミュニティ組織に対する支援及び助言に努めます。

【解説】

地方自治は、住民自治と団体自治から成り立ちますが、なかでもコミュニティ活動は住民自治の基礎となるものであることから、ここではその意義や育成、支援のあり方について定めています。コミュニティを厳密に定義するのは難しいですが、本条例では「地域における多様な人と人とのつながりにより構成された集団や組織」を意味しています。コミュニティ活動は、町民の自主性と主体性に基づくものですが、地域の特色が生かされたまちづくりを実現し、活性化を図るためその仕組みづくりが必要であるとともに、町民は、コミュニティ活動へ参加・協力を努める必要があることを示すものです。

これまでも、地域のまちづくりにはさまざまなコミュニティ活動団体関わってきました。とりわけ、町内会や自治会については地域住民の交流を深めるとともに、防犯活動や高齢者の見守り活動なども実施され、生活環境の改善に向けた取り組みにより住民同士の連帯を高めており、さらに、地域における伝統文化などの継承に大きな役割を果たし、まちづくりの推進に欠かせない存在となっています。

第1項

コミュニティ組織は、住んでいる地域を単位とした町内会や自治会など、地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティと、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（民間非営利団体）などのテーマ型コミュニティがありますが、どちらもまちづくりを担う上で不可欠な組織だと位置づけをしています。

第2項

コミュニティ活動は、住民自治の基礎を築くことでもありと考えられ、町民はコミュニティへの理解を深めるとともに尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、住民同士が可能な範囲で協力するとともに、自身が公共の担い手であるという自覚のもとに、活動に対し積極的に参加するよう努めなければなりません。

第3項

コミュニティ活動への町民の参加と活動の活発化が住民自治への気運の醸成につながるという認識に立ち、町はコミュニティ活動の推進を図る必要があります。また、活動を推進することはまちづくりの担い手を育成することでもあり、協働のパートナーを育て住民自治の基礎を築くことでもあることから、町はその活動をできる限り支援する必要があります。

コミュニティは、自主的、自立的に運営されるものであることから、町は必要な措置を講ずるにあたって、活動に対する自主性や自立性を尊重して、支援するよう努めなければなりません。

コミュニティの形成は地域にとって大切なことで、行政だけでは解決できない地域の多様な課題を、町民同士の自主的、主体的な活動や町との協働を通じ解決することが、まちづくりの推進につながります。また、町はそうしたコミュニティ活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、必要に応じて支援を行うことを定めています。

第4項

コミュニティ活動の推進を基礎に、地域の活性化と地域に根ざしたまちづくりを実現するためには、町はコミュニティ組織に対し必要な支援や助言を行うよう努めなければなりません。

今後は、コミュニティづくりを担う自主活動団体などを支援するため、ボランティアグループやNPO（民間非営利団体）などを新たに加え、町は活動環境の整備に関する必要な措置を行うことを定めています。なお、そのための活動支援としては、補助金、助成金といった財政的な支援のほか、活動場所や知識、情報、人材、学習機会の提供なども含まれます。

(交流及び連携)

第14条 町民及び町は、町内外の人々との連携を図り、まちづくりを推進します。

2 町は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めます。

3 町民及び町は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ったまちづくりに努めます。

【解説】

広域的な課題に対処するため、まちづくりに町外の人々の意見を取り入れるとともに、他の自治体や国と連携しながら、共通課題の解決を図る規定です。また、国際交流の促進についても定めています。

第1項

他の自治体や大学、NPO（民間非営利団体）などの関係機関と連携し、まちづくりのさまざまな分野で共通に抱えている課題については、互いに自主性を尊重しながら、総合的な視点に立ち解決に向けて取り組もうとするものです。

第2項

町民生活の活動範囲は日常的に町域を越えて広がっており、広域にまたがる課題及び、地域的な課題については関係する自治体

等と連携を図るとともに、その状況に応じて、協力し合いながら解決にあたるよう努めます。

第3項

国際連携は、国際交流から始まるという認識のもと、お互いの歴史、文化等の違いを理解し合い、国際感覚豊かなまちづくりを推進するため、国際社会との交流及び連携に努めます。

第5章 議会及び町長等の責務

（議会の責務）

第15条 議会は、町民を代表する議事機関として、町民全体の立場に立って町長その他の執行機関の活動を監視するとともに、必要な政策の立案等を行い、町民の福祉の向上を図るため、まちづくりを推進しなければなりません。
2 議会は、議会活動に関する情報を町民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営を行わなければなりません。

【解説】

町議会は、町長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、本町では、本条例に先立ち「大磯町議会基本条例」（平成21年7月19日 大磯町条例第14号）が制定されています。自治基本条例は、地方自治体全体を通しての基本条例であるため、協働のまちづくりの観点から改めて議会の役割を確認するとともに、地方自治法に定められた事項についても、その重要性を明らかにしました。

第1項

町の意思決定機関である議会の責務として、公正・誠実、町民に開かれた議会運営に努める必要があるとともに、町民の立場に立って、町長その他の執行機関の活動の監視と必要な政策立案や政策提言を行い、町民の福祉向上を図るため持続的で豊かなまちづくりの推進に努めなければなりません。

また、町長と独立対等な地位にあり、議事運営を通じた相互の牽制と均衡により、自治体の適正な行政運営を果たす等の重要性について定めました。

第2項

第3章で規定する「町民の権利」を保障するとともに、負託している町民との情報の共有化を図ることによって開かれた議会運営を行うために定めています。

（議員の責務）

第16条 議員は、町政全般について、その課題並びに町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、町民の負託を受けた者であるとの自覚を持って活動しなければなりません。

【解説】

本町においては、本条例に先立ち「大磯町議会基本条例」（平成21年7月19日 大磯町条例第14号）が制定されており、議員の責務についても定めています。自治基本条例は、地方自治体全

体を通しての基本条例であるため、本条例では、町長及びその補助機関である職員の個々の責務も定めており、議会基本条例と同様に議員の責務も定めています。

（町長の責務）

第17条 町長は、町政を代表する者として町の事務を管理し、公正かつ誠実に町政を執行しなければなりません。
2 町長は、町政運営を通じて地方行政の根幹である自治を実現し、まちづくりを推進しなければなりません。
3 町長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければなりません。

【解説】

町長は、議会とともに、町民から直接選挙で選ばれた代表機関で、法律又は政令により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があります。町民の福祉の増進を図ることを目的として、町民の負託に応えるよう町長の町政運営における責務について定めるもので、地方自治法第147条の統括代表権、第148条の事務管理及び執行権並びに第154条の職員の指揮監督の規定に基づき、分かりやすく定めています。

第1項

町長は、選挙によって町民から行政運営を託された者（町の代表）として、地方自治法に規定する「執行機関の責務」を本条例の理念にのっとり、町長の責務という視点から具体化しています。また、憲法第92条の地方自治の本旨（住民自治・団体自治）を具現化し、実行する責任者として町民の負託に応え、公正で誠実な町民に開かれた町政運営に努めなければならないことを定めています。

第2項

地方分権改革により、機関委任事務が廃止されるなど、国と自治体の関係は対等・協調となり、地域主権型社会の実現が進展する中で、自治体の代表者である町長は、この条例の考え方にのっとり、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、福祉の充実を図るため、まちづくりの推進に努めなければなりません。

第3項

町長は、町の職員の任命権者として職員を適切に指揮監督するとともに、補助機関である町職員の資質と能力の向上に努めなければなりません。

（職員の責務）

第18条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりを推進します。
2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めます。

【解説】

町の職員は、地方自治法上（第154条）、長の補助機関となっ

ており、一般的に、職員は町長を補助するため行動するとされていますが、職員が果たす役割の重要性を示しています。また、地方公務員法第30条のサービスの根本基準を遵守するとともに、公共の福祉の向上のため、職務を誠実に果たす心構えや町民との協働の視点を持つことの重要性を定めています。

第1項

まちづくりの主体は町民であるとの認識のもと、参画と協働のまちづくりの推進を図るため、職員も町民の一員と位置づけるとともに、率先して町民としての責務を果たすことを定めています。

第2項

職員は、町民とともに自治を運営していくとの意識を常に持ち、公正・誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

第3項

職員は、職員として行わなければならない事項、果たさなければならない責務、また、地域の課題を解決しまちづくりを進めていくために、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければなりません。

第6章 行政の運営

（町政運営の基本）

第19条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利及び利益を保護することを基本とします。

2 町は、町民自治の実現のため、町民の知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進します。

3 町長は、町民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

4 町長は、町の将来や町民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く町民の意見を求めるとともに、町の考え方を公表しなければなりません。

【解説】

第4条に掲げた「参画と協働によるまちづくり」を前提として、町が町民とともに開かれた町政を運営していくための基本原則を定めています。特に、今後の町政を進める上で重要とされる4項目を原則としました。

第1項

ここでは、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関する事項を定めています。また、「町政運営における公正の確保と透明性の向上」とは、行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることと解され、本条例に規定することにより行政運営全般に係る基本的な条例との体系化を図るものです。

第2項

「町民自治」は、町民が自治の担い手として主体的に自治行政に関わることによって実現されることから、町は町民の「情報を知る権利」と「まちづくりに参画する権利」を保障するとともに、町民と町、町民同士がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら積極的にまちづくりを進めていく「協働」を推進する責任があります。

第3項

ますます多様化する町民の行政ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、いわゆる「タテワリ行政」を是正し、横断的に課題に取り組むとともに総合的な行政運営が必要となることから、町長による行政組織の横断的な調整と総合的な行政サービスの提供を求めています。

第4項

重要なまちづくりの施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く町民の意見を求めるというもので、町の附属機関等における委員の公募やアンケートの実施、パブリックコメントを実施するよう定めています。具体的なパブリックコメントなどの手続きは別に定めるものとします。

（会議の公開）

第20条 町長は、町の執行機関に置く附属機関等の会議を、原則的に公開します。

【解説】

附属機関等とは、「地方自治法第138条の4第3項」の規定に基づき、町長その他の執行機関が設置する附属機関及び附属機関に準ずる機関（審議会等の附属機関や有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等）をいいます。附属機関等は町民参加による町の政策決定において大きな役割を果たすことから、その会議の原則的公開を定めたもので、会議の公開は「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成15年9月1日施行）の規定に基づき行われます。

（財政運営の基本）

第21条 町長は、総合計画及び行政評価を踏まえて予算を編成及び執行し、健全な財政運営を行わなければなりません。

2 町長は、町が保有する財産を適正に管理及び運用するとともに、町及び町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、町民に分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

町の財政は、町民の税金等によって支えられていることから、適正かつ効率的に予算の編成や執行がされるとともに財政の状況等が町民に分かりやすく公表されることが必要であり、こうした財政運営の基本事項を定めています。地域主権型社会の実現に

向けて地方分権が進展する中で、地方公共団体へより一層の責任が付与されることになることから、町民や議会のチェックがより重要となります。

第1項

総合計画は、一定期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化・総合化したもので、行政評価は事業の成果等の目標達成を明らかにし、評価を踏まえ次の計画や実施手法、予算などに反映させるものです。よって、総合計画、行政評価に基づいて、計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政を確立することが必要であることを定めています。

第2項

町有財産の管理は、地方自治法等で財産の適正管理及び効率的運用が定められており、また、町民にわかりやすい財政状況の公表をすることを定められていますが、財政運営の透明性の確保に努めていく趣旨を定めています。2分の1以上を出資する法人とは、地方自治法施行令第122条の規定に基づく法人としています。

（まちづくりの基本）

第22条 町民及び町は、次に掲げるまちづくりを推進します。

（1） 人権を尊重し、擁護するまちづくりを推進します。

（2） 男女共同参画社会を実現するまちづくりを推進します。

（3） 大磯の自然環境と町民の生活環境を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（4） 大磯の伝統や文化を重んじ、町民の生涯学習を実現するまちづくりを推進します。

（5） 大磯の風土に合った産業を、積極的に育てるまちづくりを推進します。

（6） 大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望をいだき、健やかに成長することができるまちづくりを推進します。

【解説】

自治やまちづくりの目標、そして進め方を明らかにするとともに町民憲章や総合計画の町の将来像・まちづくりの基本等を確認する規定です。条例の目指す目的や実現手法等は前文で記述していますが、抽象的な表現にとどまっており、前文との重複を避けつつ目指すべきまちの姿と町民と町がまちづくりを推進していく上での「まちづくりの目標」として1号から6号において簡潔に定めています。

第1号

まちづくりという共通の目標に取り組むには、誰もが個人として人権が等しく尊重され、対等で豊かな人間関係を築き、自らの能力を自由に発揮できる社会を実現することが必要で、人権の尊重と擁護のもとにまちづくりを推進します。

第2号

国、県そして本町においても男女共同参画社会の実現に向けて

の施策が推進されています。男女が、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されるとともに、ともに責任を担うべき社会を形成することが重要であるため、男女共同参画社会の実現を定めています。

第3号

美しい自然と由緒ある歴史、文化を背景としながら、自然環境や町民の生活環境は、その特徴を基軸に形成されています。安全で安心して生活できる快適な住環境や、町民の健康を基本としながら、全ての町民にとって、福祉の充実したまちづくりを進めるとともに、地域の美化活動や景観形成、防犯、防災など、町民と町とが協働して進める活動も必要です。

第4号

人と自然に恵まれ、先人たちが築いてきた伝統や文化を誇りとして、育むとともに将来に渡って継承していかなければなりません。そのためには、子供からお年寄りまで全ての町民が、生涯を通じて学ぶことができ自己研鑽ができるよう、生涯学習の充実が必要です。培った知識や技術を地域社会に還元することを通じ、地域に貢献できるような仕組みを構築し、生涯にわたって学ぶことのできるまちづくりを進めます。

第5号

独自の歴史や恵まれた自然を巧みに利用して営まれてきた風土は、本町の魅力であり郷土の発展に大きな役割を果たしてきました。こうした地域特性や歴史的資源、そして伝統文化を有効に活かしながら、さまざまな活動の利便性の向上や多様な就業の場を創出し、働く喜びを持って今後も住み続けたいと思われるような活力のあるまちづくりを進めます。

第6号

次世代を担う子どもたちが、将来のまちのあり方に思いを抱くとともに、「このまちに住んでいたい」、「住み続けたい」と思い、健康で安心して快適に生活し続ける心豊かな子どもたちを育てていくまちづくりを進めます。

（附属機関等への参加）

第23条 町長は、町の執行機関に置く附属機関等の委員構成に、公募の委員を選任するよう努めます。

2 町長は、前項の規定による公募の委員については、町民の中から幅広い人材を選出します。

【解説】

附属機関等とは、「地方自治法第138条の4第3項」の規定に基づき、町長その他の執行機関が設置する附属機関及び附属機関に準ずる機関（審議会等の附属機関や有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等）をいいます。町的意思形成の過程における附属機関等の役割の大きさに着目するとともに、町が町政を運営するにあたり、町民や専門家の意見を聴きながら施策を実施していくものとして、町民参画のひとつの手法として定めています。

第1項

町政運営に対し、広く意見の集約に努めるとともに、町民参画を拡充する重要な方法のひとつとして、附属機関等の委員について、公募により委員を選任することを定めています。ただし、委員の資格が法令等により制限されている場合や個人情報を取り扱う場合、そして、専門的な技能を要求される附属機関等は除きます。

第2項

多くの町民が、附属機関等の委員を経験することが望ましく、同じ町民が委員を兼任することは、他の町民の参画の機会を狭めることとなります。また、女性や青年層の幅広い人材を選出するものと定めています。

（意見等に対する手続）

第24条 町長は、重要な政策等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため事前に案を公表し、意見を聴取するとともに、提出された意見に対する町の考え方を公表します。

【解説】

町民の生活に密接に関わる計画や施策の策定、あるいは条例の制定、改正や廃止などを行う 경우에는、町民の参加と政策形成等に係る過程の公開を図るため、内容その他参考となる情報を事前に公表し、町民の意見を求めることとしています。本条やパブリックコメント手続き制度の整備により、重要な政策について情報を公表し、町民が意見を提出する権利を保障するとともに、町が応答責任を果たさなければならないことを定めています。

（意見、要望及び苦情への対応）

第25条 町は、町民からの行政に関する意見、要望及び苦情があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応します。

2 町は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めます。

【解説】

前条に関する事項と同様に、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等を受けた場合は、議会や町長等はその事実関係等を調査し、できる限り速やかに誠実に応答することを定めています。

第1項

議会や町長等は町民からの意見や要望等に迅速かつ誠実に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、町民との情報共有及び信頼関係の構築を図らなければなりません。

第2項

町民との応対を誠実に行うため、町の文書管理規程に基づき、適正に記録等の整理保存に努めます。

（行政評価）

第26条 町長は、能率的かつ効果的な町政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を公表します。

2 町長は、町の将来や町民生活に関係する重要なまちづくりの施策について、町民参画による評価を行い、必要な見直しを行います。

【解説】

行政評価は、特定の施策だけでなく全ての事務事業、施策さらには政策に至る町民へのサービス、内部管理業務など幅広い分野を対象とします。内部評価、外部評価に関わらず総合的に評価を行い、その結果を町民に公表することを定めるとともに、行政評価の結果を踏まえ、事業等の必要な見直しを行い総合計画などの進管理や予算編成に反映させなければならないと定めています。

第1項

行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標到達度などを明らかにするものです。そのためには、「PLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（改善・見直し）」のマネジメントサイクルを導入することが必要です。また、公表することは、町政運営の見直しばかりでなく、町民のまちづくりへの関心を高めることにもつながります。

第2項

行政評価の中でも、特に町の将来や町民に関係する重要なまちづくりの施策については、町民参加による評価システムを構築することが重要で、その評価に基づき必要に応じて見直しを行うことを定めています。



▲一般公開で行われた行政評価の様子

（危機管理）

第27条 町は、町民の身体、生命及び財産の安全性を確保するため、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するとともに、町民、事業者等、コミュニティ及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図ります。

【解説】

町民の身体、生命を守り、安全で安心な生活を確保することは、行政の基本的かつ重要な役割です。そのため、町民や事業者、コミュニティと行政などがそれぞれの役割を担い連携を図りなが

ら、指示や連絡がスムーズで正確、迅速に対応できる危機管理体制の強化を図ることを定めています。

第7章 住民投票及び条例の改正

（住民投票）

第28条 町は、住民（本町に住所を有するもの）、議会及び町長の発議に基づき、町政の重要事項について、町民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

【解説】

日本の地方自治は、町長、町議会議員を住民の代表とする間接民主制を採用しており、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられています。本条例においても、住民投票制度についてはその趣旨を尊重し、住民投票制度を創設できる旨を定めています。

第1項

住民投票といっても、全てのことについて住民投票を行うわけではありません。町政の重要事項、つまり、本町の直面する重要課題、根幹に関わるような課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について住民投票を行うことができます。具体的に何について住民投票ができるかは、別に条例で定めます。

第2項

住民投票は法的な拘束力は持たないため、その結果で町長や町議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、議会及び町長は、住民投票の結果は町民の意思の表明であることから、その結果を「尊重」しなければなりません。

（条例の見直し及び検討手続）

第29条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとします。

2 町は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、別に町民委員会を設置して、町民の意見を聴取するとともに、これを反映させるものとします。

【解説】

自治基本条例は、本町における最高規範として制定しますので、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。前文や基本理念は変わることはありませんが、一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会情勢に合っているか、本町にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止することを定めています。

第1項

条例は一度制定されると事実上見直しが行われにくいという現状を踏まえる中で、本条例を「育てる条例」として位置づけま

す。その上で、町民や行政が5年を超えない期間ごとに内容を検討することで、次の世代へつなげていこうとするものです。

第2項

本条例は、関係機関からの推薦者や公募の町民委員が中心となって条例素案を策定し、町議会と行政においても町民の意見を聴く中で議論を重ね、制定されたものです。「見直し及び検討」に当たっても、行政だけで判断すべきでないと考え、町民の意見を反映しなければならないとしています。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行します。

今後の取り組み

自治基本条例の、主旨に基づくまちづくりを進めるため、庁内に自治基本条例運用検討会を設置し、条例の改正や運用面での充実を図るため、必要な制度の研究を行うとともに、制定後も社会情勢などに対応したものとなっているか確認を行います。

また、第29条では条例の見直し及び検討の手続きが規定されており、5年を超えない期間ごとに、各条文が本町にふさわしいものであり続けているかどうか、内容の検討を行い必要な場合は、別に町民委員会を設置し町民の意見を反映したうえで、見直しをするものと定めています。

条例制定までの取り組み

平成21年度

- 条例策定の検討開始
- 庁内研究会の開催
- ワークショップ委員の募集及び開催
- 講演会の開催
- 議会への説明

平成22年度

- 条例策定委員会の開催
- 庁内研究会の開催
- 策定委員会からの報告書受領
- 講演会の開催
- 条例案のパブリックコメント実施
- 議会への報告

平成23年度

- 庁内研究会の開催
- 議会への報告
- 6月議会へ上程 総務建設常任委員会で審議
- 本会議（6月3日）において全会一致で可決成立
- 条例の制定（6月9日大磯町条例第9号）
- 条例の施行（9月1日）
- 講演会の開催（10月1日）

発行 大磯町

平成23年9月発行

〒255-8555

神奈川県中郡大磯町東小磯183

編集 大磯町町民課